

🍀月刊おおたっくす🍀

令和3年12月版 vol.1.0

税理士法人おおた総合会計事務所 代表社員税理士

<http://www.otodakaikei.com/>

おおた労務管理事務所 代表特定社会保険労務士

<https://www.otaromu.com/>

経営革新等支援機関 音田崇幸 責任編集

◆最新補助金・助成金情報◆

○事業復活支援金 **New!**

一時支援金、月次支援金の後釜となる支援金で、令和3年11月～令和4年3月までのいずれかの月の売上高が、3年前からの同じ月と比べて30%以上減少していることが要件。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_jigyo_fukkatsu.pdf?fbclid=IwAR2eFKSPtZUX_7pGJwOa7g4l6JbhMQuFTY3RPvK-Fs2wWdJ22jscnbEfVVE

○くるみん助成金 **New!**

従業員に対する育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援を積極的に行う企業を認定する制度の「くるみん・プラチナくるみん」マークの認定を受けた企業に対して助成金を支給する事業がスタートしている

<https://kuruminjosei.jp/index.html>

○小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間再延長 **New!**

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざる

をえなくなった保護者に対する助成である小学校休業等対応助成金・支援金制度について、対象となる休暇取得の期間を令和4年3月末までに延長する予定であることが発表された。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22403.html

○テレワーク推進リーダー制度及び奨励金の創設 **New!**

テレワーク推進リーダーを選任、研修を受講等させ、テレワークを週3日、社員の7割以上で実施すると最高50万円を受給できる奨励金制度が発表された。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/12/06/09.html?fbclid=IwAR0sVojbUHdGMUffwvU4Ho6oGaVbLyid2jRCSHYKAJj0pnzWc7wzv2X5Aww>

○月次支援金は10月分まで、各都道府県の上乗せ措置等も継続

2021年の月間売上が2019年または2020年の同月と比べて50%以上減少していること等が要件の月次支援金は2021年10月まで継続。申請期限は令和4年1月7日。各自治体の上乗せ・横出しの支援給付金も10月分までとなっている。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001012/20211001012.html?fbclid=IwAR2SutDU_sU0Mb3eZcVMT4zWek8vhFIjzVczuCeWBLD6Pz7TdZXZMA9f8rM

<東京都 月次支援給付金>

<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp/>

<神奈川県 中小企業等支援給付金>

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/jigyousya_sonota_shien.html?fbclid=IwAR0Z7TD0T4OKLx2QZ8ji14q9S8s7GidRs_YiLyImIALbHgx6OdbjBL7dRZw

その他、各県ごとに措置があります

○雇用調整助成金の特例措置が段階的縮減

報道発表では令和4年末までの継続が予定されているという雇用調整助成金について、一般の事業主は、雇用調整助成金の特例措置の制度内で上限額や対象業種などが段階的に縮減されていく見通し。現在は令和4年3月までの上限額が公式発表されている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/pageL07.html

○東京都が建設、IT、ものづくり分野の中小企業の人材確保で奨学金返還支援へ

建設、IT、ものづくりの分野の中小企業に、奨学金を利用している学生が技術者として就職した場合、都が返済費用の一部を負担する新たな支援事業を始めるため東京都が事務局募集を開始し、支援事業のスタートが確実視されている。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/nyuusatsu/2021-1021-0820-11.html>

◆その他のオススメ補助金・助成金◆

○小規模事業者持続化補助金

幅広い業種の幅広い経費で受給でき、補助金申請のプロに委託すれば採択率もかなり高い補助金。ただし少額。

<https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/%E6%8C%81%E7%B6%9A%E5%8C%96%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E3%81%A8%E3%81%AF/>

○IT導入補助金

受給額が数百万までと、かなり幅がある助成金となっているIT補助金。

<https://www.it-hojo.jp/first-one/>

○ものづくり補助金

補助額の大きさ、採択率の低さ、安定的な制度スキームから熾烈な補助金申請のプロ同士の争いとなっている補助金。基本は製造業が対象。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

○事業再構築補助金

コロナ対策中の目玉補助金。第5回公募期間が1月中に開始予定。先に払った経費の一部補填をしてくれるタイプであり、生産性向上の要件等の難解さから中小企業診断士・行政書士等のその道のプロにじっくり相談する必要があるそう。第3回公募の採択率は50%弱。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

○事業承継・引継ぎ補助金

事業承継やM&Aを機に事業再構築や販路開拓に挑戦する費用を補助する「経営革新」と、M&Aで経営資源の引継ぎをするため専門家の活用費を補助する「専門家活用」の2類型で、いずれも補助率は3分の2。

上限は「経営革新」が400～800万円、「専門家活用」が400万円、いずれも条件次第で200万円が上載せられる。2次公募の締め切りは8月13日午後6時に終了した。

<https://jsh.go.jp/r2h/>

○創業助成事業（東京都関連）

都内で創業予定の個人又は創業から間もない中小企業者等に対し、賃借料、広告費、従業員人件費等、創業初期に必要な経費の一部を助成するもの。難しい申請要件2は他に該当なしの場合、各区のセミナー等を受講し、「⑰都内区市町村長の証明」で満たすことが一般的。なお、現在は申請期間中ではない。

<https://startup-station.jp/m2/services/sogyokassei/>

○感染症対策助成事業（東京都関連）

感染症対策の備品購入費、内装・設備工事費、消耗品費の一部を助成する。1月に事業内容がリニューアルする。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.html>

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/final/kansentaisaku.html>

○テレワーク促進助成金（東京都関連）

テレワークの定着・促進に向け、都内中堅・中小企業等のテレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る経費を助成する。申請期限が延長された。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/03-telesoku.html>

○業態転換支援事業（東京都関連）

大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、デリバリー、テイクアウト等の新たなサービスにより売上を確保する取り組みに対し、経費の一部を助成する。申請期限が延長された。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>

○港区 中小企業テレワーク設備支援補助金

港区内中小企業が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の対策として行う、テレワーク環境の整備に必要な費用の一部を補助する。（自治体の助成事業のほんの一例です）

<http://www.minato-ala.net/topics/2021/210120.html>

○品川区 新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援特別助成事業

新型コロナウイルス感染症により、事業に影響を受けた品川区内中小企業が、感染症拡大防止策や、投資を行いながら販路拡大に取り組む経費の一部を助成する。（自治体の助成事業のほんの一例です）

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/chushokigyoshiengakari/2097.html>

○コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金

海外に発信するコンテンツのプロモーション、試作映像の開発、日本における公演のデジタル配信等に要する経費の補助を受けられる芸術文化系の大型補助金。

<https://j-lodr2.jp/>

○産業雇用安定助成金（厚労省）

令和3年2月に新設された、コロナ禍における事業縮小をうけて他社へ在籍型出向により労働者を送り出す事業主と、これを受け入れる事業主の両方に支給される助成金。賃金と出向環境整備・出向中に要する経費の一部を助成する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

◆補助金・助成金等のいろは◆

○「**補助金**」は先に支払った経費の一部を後から補填してくれるかも知れない（競争的な審査があり採択されるかどうか不明なため）タイプが多い。申請代理者に決まりはないが中小企業診断士、行政書士の一部が得意としている。

○「**助成金**」は労働関係で採用や環境改善を行った結果、定額をもらえるものが多く、受給額は多いもので50万円程度、主流は20万円程度。後にコスト増となった雇用契約の維持努力の永い時期が待っているケースもある。申請代行は社労士の独占業務。

○コロナ関係の各種「**協力金**」・「**給付金**」は、売上の減少等に対して簡単な申請書でかなりの額の金銭を支給してくれる有り難い制度が多い。簡単なため多くは自己申請でできる。

○「**経営力向上計画**」とは、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制特例の恩恵や金融の支援等を受けることができる。監督官庁に提出するもので、その担当者にもよるがおおむね審査は厳しいものではない。現在の税制・金融市場の動向を鑑みると、全ての事業者においてとりあえず計画の認定申請を出して損はない状況と言える。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

○「**事業適応計画**」は「経営力向上計画」のSDGsバージョンとなっており、こちらも種々の税制特例を享受できるというメリットがある。特に新産業競争力強化法に基づく投資促進（CN）税制とDX投資促進税制は要注目。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

○「**パートナーシップ構築宣言**」は企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組。経済産業省が実施する一部の補助金で加点措置を受けることができ、今後も宣言企業へのメリットが追加される予定。

https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210927001/20210927001.html?fbclid=IwAR3h3NM6Pp7DILJRzOT7QyhWff_1SttA5pKAxyLYlrg0hVU33zNi80juEx

[w](#)

◆融資・金融関係◆

○**東京都、信用保証料引き下げ** *New!*

東京都は、中小企業制度融資を受ける事業者が負担する信用保証料を引き下げる。12月16日から取り扱いを開始した。令和4年3月31日まで。

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC165UM0W1A211C2000000/?fbclid=IwAR1amhz6Ps4Ud9FLO70zjvhu4tX59BybzMR8TPJf6K9qt5_QXRXGt6AGtEU

○**定款認証手数料値下げ** *New!*

令和4年1月より定款認証手数料が一律5万円から、設立する会社の資本金に応じ最低3万円に引き下げられることとなった。

https://www.koshonin.gr.jp/business/b07_4/q07_4_03

○「**TSR 与信限度額レポート**」を東京商工リサーチが提供開始

東京商工リサーチ（TSR）は、自社の財務内容や取引先の財務状況・リスク量を加味した与信限度額が算出できる「TSR 与信限度額レポート」の提供を始めた。提供料金は、1件税別4800円。別途、インターネット企業情報サービス「tsr-van2」の月額利用が必要となる。

https://news.yahoo.co.jp/articles/fc0e15d37f0d70e7309f3886240e0f817ab88093?fbclid=IwAR17MB_R0dgvS56q95FCb6fCDHGcS3JgmdthU4d4IxRvr-0OBrrRr-HAgoU

◆会計・税務関係◆

○**令和4年度税制改定大綱発表される**

税制改正大綱は税制改正の素案となるものであり、概ね実現されるものの確実ではない。内容は

- ①住宅ローン特別控除の控除率が借入額に対し概ね1%から0.7%に縮小
- ②ドローン貸付等の節税商品で使われる少額貸付用資産の資産計上義務化
- ③所得拡大促進税制の特別控除率拡大
- ④電子帳簿保存法の電磁的記録の保存義務に関して2年間の有期規定制定等々。

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf?fbclid=IwAR0qjJonNcKh_tnghjJ3cxodwbPV6QBKE-x-Jt5xDrkRz82DsTqiV3Jfwp8

○電子帳簿保存法改正 令和4年1月1日より施行

電子帳簿保存のための事前承認制度が廃止された。併せて一般の事業者にはデータで受領した請求書等の証憑を、整然とデータで保存することが求められることとなり、データの証憑を紙でプリントアウトし保存することは認められなくなった。11月に新たな「お問合わせの多いご質問（令和3年11月）」が公表され、電子的に保存していなかったとしても適正に処理されていれば、直ちに青色申告承認の取り消しや経費否認とはならないことが明らかとなった。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_06.pdf?fbclid=IwAR0SuoL_9p8FKm2wGv99nR08RUo-pdWnbrCp603LD4d44nt8IZGO9THQ_8k)

[031_06.pdf?fbclid=IwAR0SuoL_9p8FKm2wGv99nR08RUo-](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf)

[pdWnbrCp603LD4d44nt8IZGO9THQ_8k](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf)

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>

○「インボイス制度」適格請求書発行事業者登録の受付が10月1日より開始

自社で税務署から付番された番号を記載した請求書「インボイス」を作成・交付しなければ、令和5年10月1日以降に相手方（売上先）が消費税上の経費として税金を安く計算できなくなる制度。多数の一人親方や零細外注先を抱える事業者は消費税負担が急激に増加する可能性があるため、今まで消費税を払う義務の無かった協力先にも消費税課税事業者（消費税を支払う事業者）となって適格請求書発行事業者番号を取得するよう促す必要がある。制度開始に間に合うように番号を付番してもらうための適格請求書発行事業者登録申請書の提出期限は令和5年3月31日。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm?fbclid=IwAR3Lpj42oYRvs3bzqTf42IFVzqThdQHT6srmxS1ILzINAae3ZFQ5kT_D7CI

○新産業競争力強化法

①カーボンニュートラルに向けた投資促進（CN）税制 ②DX 投資促進税制 ③繰越欠損金の控除上限の引上げ 等の税制特例が設けられている。税制特例

適用のためには、各事業者が行っている事業の主務大臣より「事業適応計画」の事前認定を受ける必要があり事務的なハードルは高いが、税制メリットも大きい。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/index.html?category=%25E4%25B8%2580%25E8%25A6%25A7

○短期退職手当のQ&A が公表

勤続5年未満の短期で退職する場合の短期退職手当の基礎控除の計算式の変更にあわせ、申告書様式が変更されるとともにQ&Aが公表された。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/kaisei/210908/pdf/01.pdf?fbclid=IwAR2XFxiZBzR8zN3Ngdugzjs1msVK5aDJrJizeccxvhnJcJqqScipynObZcg>

○固定資産税上の評価（価格）は令和4年度で一部に下落修正あり

総務省は各市町村に対し、区域内の地価の状況を的確に把握し、改定が予定されていない年度であっても修正基準に基づき下落修正を行うよう通知した。

https://nichizei-journal.com/zeimu/%e7%b7%8f%e5%8b%99%e7%9c%81%e3%80%80%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e5%9c%9f%e5%9c%b0%e3%81%ae%e4%b8%8b%e8%90%bd%e4%bf%ae%e6%ad%a3%e3%81%ae%e5%ae%9f/?fbclid=IwAR2SutDU_sU0Mb3eZcVMT4zWek8vhFIjzVczuCeWBLD6Pz7TdZXZMA9f8rM

○コインパーキング運営会社への土地貸付は個人事業税の課税対象外

東京都内在住の個人が、土地をコインパーキング運営会社に貸し付けていたところ、東京都から「駐車場業」を行う者に該当するとして個人事業税の賦課決定処分を受けたことで争いになった令和3年3月10日東京地裁判決で、既に東京都の全面敗訴が確定しており、コインパーキング運営会社に土地を賃貸し

ている他の個人の土地オーナーも過去の「個人事業税」の還付が受けられる可能性がある。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/pdf/kojin_oshirase.pdf?fbclid=IwAR25Tnqq5PG5mGy_9H4i3qb3iy6VF0v5VM65WbjpbFyGaOtzPe-cM3g_TA

○生命保険契約照会制度（生命保険協会）の創設

死亡、認知判断能力の低下、行方不明によって生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等に、生命保険契約の有無を照会できる制度が令和3年7月1日より開始。

調査結果は生命保険契約の有無のみであり、生命保険契約の種類や保険金等の請求の代行は行わない。

https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/?fbclid=IwAR3jacFiquwFVUFHsuKauHUMCVlo3l_5cKIP4O5Wsv6w1HrXOD-JlcCuJrvM

○電子委任状で納税証明の代理請求が可能に

令和3年7月1日から、本人が作成した「電子委任状（納税証明用）」の添付があれば、税理士等の代理人の利用者識別番号による納税証明書の代理請求や代理受領が可能となった。これにより、請求、手数料支払い、受領、までの一連の手続きを代理人が行うことができるようになる。

<https://www.tabisland.ne.jp/news/tax/2021/0708.html?fbclid=IwAR2yt-sESz8bgt3GLlxxXvfPSWUNL35oHWV87QBJ2DM6Mrpor9WbfNR45qI>

○仮想通貨に関する FAQ 公表

国税庁は令和3年6月30日、「暗号資産に関する税務上の取扱いについて」と題するレポートを公表。暗号資産（仮想通貨）貸付に関する内容が追加された。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf
<https://coinpost.jp/?p=258912&fbclid=IwAR1kHcMJ6zNuoQWLjpKtUw9iX7BVswFzfjbaNdqVx2WUK7hxOWj6lthKi8>

○新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い公表

国税庁が発表した FAQ によると、コロナ対策のための諸費用やテレワーク実施のための実費（通信費・水道光熱費に関しては計算式あり）を企業が負担した場合、給与として課税しない。「もらった社員が使い切らなかった場合、会社に返還する義務がある」ときは課税しないとの考え方が改めて示された。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm?fbclid=IwAR19RPYDJwr5oBekH4uyWDkd-v4APvIFTcDDPinr0cUEjSPi2KjvkGYmusg>
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

○祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

リーフレットが公表された。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/0021005-011.pdf?fbclid=IwAR3pW6QFkF7P-X2YNsDrBWV1lEuvunPPtpzezR7rCGdzszk4TlwNHjq4Udk>

○結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

リーフレットが公表された。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021005-083_06.pdf?fbclid=IwAR2nb9KBQTpJ5OKj7QwaE4t0TPfC_82GJCFbuCNvtgXx983i64eBT_OO2gl

◆社会保険・労務関係◆

○ワクチン接種証明アプリ運用開始 *New!*

政府は20日、新型コロナウイルスワクチンの接種を証明するスマートフォン向けアプリの運用を始めた。無料でダウンロードしてマイナンバーカードを読み

込めば、ワクチンをうった日など接種記録をスマホ上に表示する。国内用と海外用があり、国内向けは飲食店やイベントで接種を確認する際に使う。海外向けは渡航の手続きで利用し、パスポートの読み取りが必要になる。

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA193GV0Z11C21A2000000/?fbclid=IwAR3leA1CivXtbf_uflzdxCkc3n-uh5qHk2PjLbUu5yBA5zac7DLKqHnsHBI
https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert?fbclid=IwAR2eFKSPtZUX_7pGJwOa7g4l6JbhMQuFTY3RPvK-Fs2wWdJ22jscnbEfVVE

○雇用保険「特例高年齢被保険者」創設

令和4年1月1日より、複数の事業所に雇用され、2つの事業所での所定労働時間を合算すると週20時間以上の資格取得要件を満たす高年齢者は新たに「特例高年齢被保険者」として雇用保険に加入することができる。原則として本人が住所地のハローワークで手続きを行うが、必要な書類の証明を求められた事業主は速やかにその証明をしなければならない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000795630.pdf>

○最低賃金は東京都「1,041円」、神奈川県「1,040円」へ10月より

最低賃金が令和3年10月に引き上げられた。あわせて雇用調整助成金、業務改善助成金（事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に助成する）について各種緩和・特例措置が設けられる。

<https://pc.saiteichingin.info/>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html
https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html?utm_source=Bypass&utm_medium=banner&utm_campaign=chusyo2021&fbclid=IwAR35GhObqwuJC1YW01jpn43NmsqbP8eI7QyN-H3r8BemD0Mzt7wasBWOu3E

○出生時育児休業の創設、育休分割取得などの施行日は令和4年10月1日に

男性でも育児休業を取得しやすいものとするための「出生時育児休業」の制度

の創設や、育児休業の分割取得を可能とする法律の施行日が令和4年10月1日となることが明らかとなった。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

<https://www.psrn.jp/topics/detail.php?id=17577>

参考：育児介護休業法が改正

- 1、労使協定を締結して適用除外した場合を除き、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件「事業主に引き続き雇用された期間1年以上」の要件を廃止
- 2、育児休業・妊娠・出産に関しての雇用環境整備を義務付け
- 3、2週間前までの申請で、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み「出生時育児休業制度」を創設
- 4、育児休業の2回までの分割取得を可能に
- 5、常時雇用労働者数1,000人超の事業主に育児休業取得状況について公表することを義務付け

以上を内容とする法案が成立した。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

○自転車配達員などを労災保険の加入対象に

9月1日より、フードデリバリーなどの自転車配達員（労災保険料率1000分の12）、ITフリーランス（同1000分の3）を労災保険の特別加入の対象に追加された。今後も特別加入対象の拡大を検討するという。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00001.html

○国民年金手帳は廃止、番号通知書へ

令和４年４月１日から新規の国民年金手帳は発行されず、「基礎年金番号通知書」が交付される。現に交付されている国民年金手帳は、引き続き年金関係手続きの請求書等に添付する書類として使用できる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>

○ハローワークインターネットサービスの機能が拡充

令和３年９月２１日より。オンライン上で求職者マイページを開設できるようになるなど、ハローワークのインターネットサービスの機能が拡充する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html?fbclid=IwAR0YVooiHXdPRAA1F1p1MPqfZzOar5sRroNh_4xB4girAqVZleSQiWlQ3A

○就活終了強要などを禁止する指針の改正

令和３年４月３０日に、厚生労働省若者雇用促進法にもとづく事業主等指針が改正。若者の自由な職業選択を妨げる行為の禁止、募集・採用活動等で得た個人情報 の適正な管理、就職活動・インターンシップを行う学生等に対するハラスメントの防止、採用内定者に対する内定辞退等の勧奨の防止が盛り込まれた。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000184815_00014.html

○後期高齢者の医療費２割負担が決定

75歳以上の後期高齢者のうち、一定以上の所得がある人の窓口負担を２割とする医療制度改革関連法が成立した。適用開始は2022年10月から2023年3月までの間。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA012080R00C21A6000000/?unlocked=1&fbclid=IwAR1Kv1kODs-pgii5YrzL2dh6XkumBBM8HcsFW-8uyxhd9vl934aca8XEzM0>

◆補助金・助成金リンク集◆

○J-net21 補助金・助成金・融資検索サイト

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

○ミラサポ plus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

○中小企業庁補助金等公募案内ページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/>

○東京都中小企業振興公社助成金事業案内ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/>

○雇用関係助成金検索ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index_00007.html

○雇用関係助成金簡略版リーフレット集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index.html

○東京都産業労働局の助成金ページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/jyosei/>

○東京しごと財団雇用環境整備事業

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/index.html>

○大田区役所の助成金ページ（多くの自治体に同様のページがあります）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/joseikin/index.html>

※音田崇幸は、東京都八王子市の広大な市街地農地の評価額を巡る「相続税更正処分等取消請求事件 平成30年行（行ウ）第338号」において、補佐人税理士として小川亮太郎弁護士と共に国から完全勝訴を勝ち取りました。

<https://www.zeiken.co.jp/zeimutusin/article/no3626/TA00036261201.php>

※本を出しました。

「100年続く企業を目指す！ 二代目社長のための事業承継読本」

音田崇幸著（幻冬舎、2020年12月発刊）

https://www.amazon.co.jp/100%E5%B9%B4%E7%B6%9A%E3%81%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%82%92%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%99-%E4%BA%8C%E4%BB%A3%E7%9B%AE%E7%A4%BE%E9%95%B7%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99%E8%AA%AD%E6%9C%AC-%E9%9F%B3%E7%94%B0-%E5%B4%87%E5%B9%B8/dp/4344931092/ref=sr_1_5?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&dchild=1&keywords=%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99&qid=1614043348&sr=8-5

